

公共工事の入札に係る内訳書の提出について

南箕輪村

平成27年4月1日から建設業者は公共工事の入札の際にその金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）を提出しなければならないとされました。

つきましては、当村におきましても下記のとおり実施しますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 対象工事等 | 入札における全ての建設工事
(ただし、制限付一般競争入札においては既に工事内訳書を求めていますので、新たに指名競争入札の案件が対象となります。) |
| 2. 適用年月日 | 平成27年4月1日以降入札する案件から適用
(実質5月25日の入札にかかる案件から適用) |
| 3. 内訳書の記載方法 | 設計書の工事内訳書の内容に合わせて記載してください。 |
| 4. 内訳書の様式 | 参考様式を添付しますが、内容が同じであれば独自の様式も可とします。 |
| 5. 提出の時期 | 入札時に入札書と同時に提出してください。なお、提出は初回のみとします。 |
| 6. 提出された内訳書の取扱い | <ul style="list-style-type: none">・ 内訳書の内容に不備がある場合は、原則として当該内訳書を提出した者の入札は無効となります。・ 不落又は低入札価格調査の際に調査資料として使用します。・ 談合情報が寄せられた場合等、談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、入札手続きを中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとります。 |
| 7. 内訳書の内容が不備と判断される場合 | <ul style="list-style-type: none">・ 提出者の住所、名称又は商号、代表者の氏名及び押印の不備。・ 入札日、工事名及び工事個所名が公告又は通知と一致しない内訳書。・ 内訳書の金額その他記載事項が誤字、脱字、未記載等により意思表示が明確でないもの。・ 内訳書の積算額と入札書の金額が一致しないもの。 |